## 会員の処分公告(会員権停止)

以下の者について、当会会則第47条の規定に基づき会員の処分を行ったので公告いたします。

## 【被処分者】

氏 名	支 部	種別	登録番号	事務所名称 事務所所在地
飯島 和子	川口支部	開業	11820176	飯島労務管理事務所 川口市西青木 1-11-31
野村 和正	大宮支部	開業	11830438	野村経営労務管理事務所 さいたま市大宮区北袋町1-190-2- A128
小島 文雄	所沢支部	開業	11040021	小島社会保険労務士事務所 狭山市鵜ノ木 11-13-201
柳澤 弘紀	秩父支部	開業	11100059	柳澤弘紀社労士事務所 秩父市上宮地町 9-21

処分をした年月日:令和6年12月13日

処分内容:会員権停止

会員権停止期間:令和6年12月13日~令和7年12月12日(1年間)

処分理由:社会保険労務士法第25条の30、同第25条の36、

埼玉県社会保険労務士会会則第42条、同第49条第2項、

全国社会保険労務士会連合会会則第47条の2、倫理研修規則第3条違反

※受講が義務付けられている倫理研修について、令和5年度以外にも未受講年度があり、 かつ、「弁明書兼誓約書」の提出を求めたが、提出がなかったこと。

> 令和6年12月13日 埼玉県社会保険労務士会 会長 澤田裕二